

令和8年度 学校いじめ防止基本方針

あま市立甚目寺西小学校

1 いじめの定義といじめ防止についての基本的な考え方

「いじめ」とは「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
（「いじめ防止対策推進法」平成25年6月28日公布）

上記の考え方のもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校でも起こりえる問題であり、どの子どもであっても被害者にも加害者にもなる」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、弱い者いじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさないことに組織的に取り組み、全力でいじめ防止に努める。

（基本理念）

いじめが、児童の人権及び名誉を著しく毀損するとともに、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるばかりでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあることに鑑み、学校においては、いじめ防止のために万全の対策を講じるものとする。

（いじめ禁止）

児童は、学校の内外を問わず決していじめを行ってはならない。また、いじめを看過してはならない。

（学校及び教職員の責務）

学校及び学校の教職員は、基本的な考え方へのとおり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

2 学校いじめ対策組織

「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめの発見・通報を受けた場合、又はいじめの疑いがあると思われる場合には、速やかに当該いじめに係る情報を共有し、特定の教職員で問題を抱え込むことがないよう、迅速かつ組織的に対応する。

（1）構成員

校長、教頭、教務主任、校務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭等をはじめ、全職員で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校支援アドバイザー・相談支援員（あま市教育相談センター）の参加を求める。

（2）活動

- ① いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- ② いじめ防止に関すること。
- ③ いじめ事案に対する対応に関すること。
- ④ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること。

（3）開催

月1回を定例会（職員会議等）とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

3 いじめ防止等に関する具体的な取組

（1）いじめ未然防止の取組

ア 全ての教育活動を通して「いじめは絶対に許さない学校」づくりを推進し、児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長する学級づくりを進める。

イ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。

ウ 異学年活動やペア学年活動等を通して、低学年と高学年が関わり合うことで、規範意識の向上等、互いに高め合ったり豊かな心を培ったりする。

エ 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する児童が自主的に行う児童会活動に対する支援を行う。

オ 情報モラル教育を推進し、児童がインターネット等の正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

（2）いじめ早期発見のための取組

ア いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を次の通り実施する。

- ① 児童対象の生活アンケート調査【保存期間は卒業後3年間】年2回、その他必要に応じて随時実施する。
- ② Q-U調査（児童一人一人や学級集団についての理解を深める） 年1回
- ③ 教育相談等による児童からの聞き取り調査 年2回

イ いじめ相談体制

児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるように次の通り相談体制の整備を行う。

- ① スクールカウンセラーの活用
- ② いじめ相談窓口の設置
- ③ あま市教育相談センターの活用

ウ いじめ防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめ防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

エ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、情報モラル研修会を行う。

(3) いじめに対する措置

ア いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。

イ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

ウ いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、いじめを行った児童について一定期間、別室において学習を行わせる等の措置を講ずる。

エ いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

オ いじめが「解消している」状態に至った場合でも、その後3か月間は特に当該いじめの関係児童を日常的に注意深く観察するなど再発防止に努める。

カ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや学校支援アドバイザー・相談支援員(あま市教育相談センター)等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。いじめが起きた集団への働きかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。

キ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

ク 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、あま市教育委員会及び津島警察署等と連携して対処する。

4 重大事態への対応

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を、あま市教育委員会に直ちに報告する。
- (2) 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

5 学校の取り組みに対する検証・見直し

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- (1) いじめの早期発見に関する取組に関すること
- (2) いじめの再発を防止するための取組に関すること

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を計画し、児童生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。(あま市教育委員会研修においても実施予定)
- (2) 「学校いじめ基本方針」は、ホームページに掲載する。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。